

# 森や木とのふれあい空間整備事業実施要領

制定 平成30年3月30日 森ー3182

改正 令和6年4月1日森保ー113

## 第1 趣 旨

この要領は、森や木とのふれあい空間整備事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、秋田県水と緑の森づくり税関係補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）に定めるほか、事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

## 第2 事業目的

本事業は、森林浴や健康づくり、野外レクリエーション、自然体験学習の場として多くの県民が気軽に森林とふれあえる場として利用できる身近な森林の公園化あるいは既存森林公園の再整備を実施し、森林環境や公益性を重視した森づくりを図ることを目的とする。

また、将来の森林づくりを担う子供たちに対し、木の良さや森林の大切さ等について理解を深めるため、不特定多数の利用者が見込める公共施設等において、親子で直接木を見て、ふれあえることのできる「木育空間」を整備し、木育促進を図ることを目的とする。

## 第3 事業の分類

本事業は次の事業で構成する。

- 1 ふれあいの森整備事業
- 2 木育空間整備事業

## 第4 事業内容等

本事業の内容は、補助金交付要綱第2別表第1に定めるもののほか、つぎのとおりとする。

- 1 ふれあいの森整備事業

### (1) 採択基準

県内民有林のうち次の基準の全てに該当するものを採択することとする。

- ア 既存森林公園又は利用区域のうち森林が1／5以上を占める箇所
- イ 営利を目的とせず、整備後に適切な管理をする管理者がいる箇所
- ウ 権利者が国以外の箇所(ただし貸付契約を締結し実質的な管理者が国以外の者である場合はこの限りでない。)
- エ 次の事項に関して、県・管理責任者・土地所有者の3者で10年間の協定締結が可能な箇所

(ア) 広く県民を受け入れ、自然観察などの森林環境教育の場、森林ボランティア活動の場として対象森林を提供すると共に、管理責任者自ら企画立案し活動を実践する。

(イ) あらかじめ設定した年間利用者数以上の受け入れを目標に活動を行う。

(2) 事業内容

事業内容は次のとおりとする。なお、整備目的に適した公園種を別表1より選択のうえ、実施するものとする。

ア 全体計画調査(施設の配置や計画量の策定)

イ 調査測量設計(施設、森林整備に関する調査、測量及び設計)

ウ 森林整備(植栽、下刈、修景施業(除伐、間伐、枝打ち、整理伐))

エ 路網整備(歩道開設・補修、管理道開設・補修)

オ 標識等整備(案内板、樹名板、誘導板)

カ 休憩施設整備(木造東屋、木製ベンチ、木製テーブル)

キ 安全防護施設整備(利用者の安全性確保や危険防止区域への侵入規制施設)

ク 利便性向上施設整備(利用者の利便性向上のための施設)

その他整備

(3) 事業実施主体

事業実施主体は次のとおりとする。

ア 市町村

イ 財産区

ウ その他（小学校、地域住民団体（規約等が定められており、総会が開催される非営利団体、森林所有者）

エ 県

(4) 補助対象経費

補助対象経費は次のとおりとする。

ア 全体計画調査

(ア) 全体計画調査費

新たに公園を整備する際に実施する全体調査を行ううえで直接必要な経費とし、箇所あるいは契約ごとに積算した直接費、間接費、消費税相当額からなる経費とする。

a 直接費

直接的に必要な労務費、材料費等を対象とする。

b 間接費

間接的に必要な経費を対象とし、直接費に対する一定率として直接費の30%以内とする。

c 消費税相当額

直接費と間接費からなる業務価格に消費税の税率を乗じて得た額とする。

## イ 調査測量設計

### (ア) 調査測量設計費

施設整備や森林整備に際しての調査測量設計を行ううえで直接必要な経費とし、箇所あるいは契約ごとに積算した直接費、間接費、消費税相当額からなる経費とする。

#### a 直接費

直接的に必要な労務費、材料費、機械経費等を対象とする。

#### b 間接費

間接的に必要な経費を対象とし、直接費に対する一定率として直接費の30%以内とする。

#### c 消費税相当額

直接費と間接費からなる業務価格に消費税の税率を乗じて得た額とする。

## ウ 森林整備

### (ア) 森林整備費

森林整備費は、森林整備を行ううえで直接必要な経費とし、箇所あるいは契約ごとに積算した直接費、間接費、一般管理費、消費税相当額からなる経費とする。

#### a 直接費

直接的に必要な労務費、材料費、機械経費等を対象とする。

#### b 間接費

間接的に必要な経費を対象とし、積算は森林整備保全事業設計積算要領第6に順ずるものとする。

#### c 消費税相当額

業務原価と一般管理費等からなる業務価格に消費税の税率を乗じて得た額とする。

## エ その他整備

### (ア) その他整備費

その他整備費は、施設等整備を行ううえで直接必要な経費とし、箇所あるいは契約ごとに積算した直接費、間接費、消費税相当額からなる経費とする。

#### a 直接費

直接的に必要な労務費、材料費、機械経費等を対象とする。

#### b 間接費

間接的に必要な経費を対象とし、直接費に対する一定率とする。率にあっては別に定めるものとする。

#### c 消費税相当額

直接費と間接費からなる工事原価と一般管理費等からなる工事価格に消費税

の税率を乗じて得た額とする。

#### オ 諸経費

##### (ア) 事務雑費及び指導監督費

事務雑費は補助事業の計画や申請等に係わる事務費用、指導監督費は事業管理費用とし、次に掲げる項目からなる業務処理経費を対象とする。

給与、賃金、共済費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費

なお、事務雑費及び指導監督費は本事業に対する一定率として事業費の3.5%以内とする。ただし、事務雑費及び指導監督費は合計100万円以内とする。なお、事業実施主体自らが実行する場合にあっては、指導監督費及び事務雑費を計上できない。

#### (5) 経費の算定

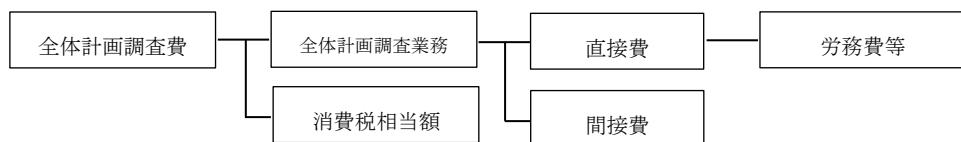
経費の算定は次のとおりとする。なお、標準単価を設定していないことから原則実事業費に基づく経費とする。

#### ア 全体計画調査

##### (ア) 全体計画調査費

事業実施主体が外部発注により実行する場合消費税額を計上できる。

#### 【全体計画調査費構成】

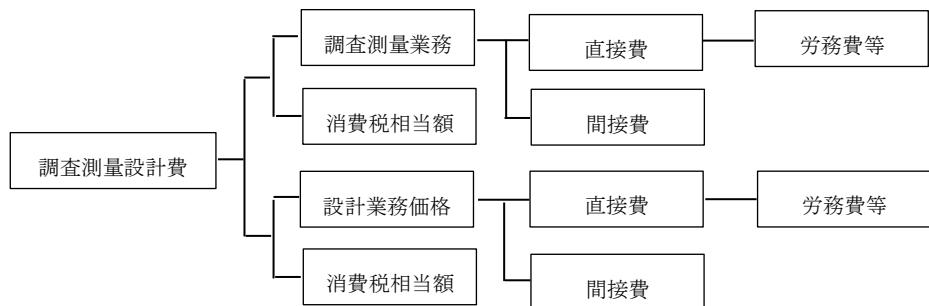


#### イ 調査測量設計

##### (ア) 調査測量設計費

事業実施主体が外部発注により実行する場合消費税額を計上できる。

#### 【調査測量設計費構成】

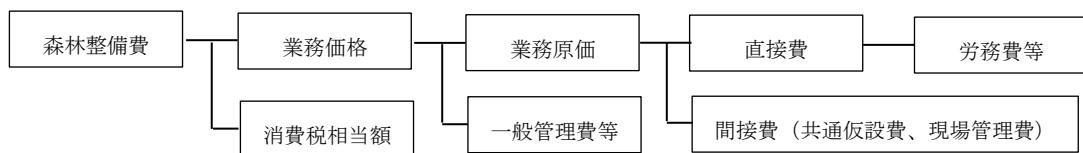


## ウ 森林整備

### (ア) 森林整備費

事業実施主体が外部発注により実行する場合消費税額を計上できる。

#### 【森林整備費構成】

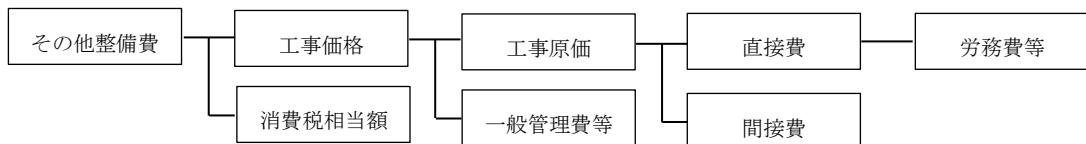


## エ その他整備

### (ア) その他整備費

事業実施主体が外部発注により実行する場合消費税額を計上できる。

#### 【その他整備費構成】



## 2 木育空間整備事業

### (1) 採択基準等

県内に所在する次の基準アまたはイに該当する施設で、ウからオすべてに該当するものを採択することとする。

ア 公共的施設等

イ その他知事が認める施設等

ウ 不特定多数の利用が見込める施設であること

エ 営利を目的とせず、整備後に適切な管理をする管理者がいること

オ 権利者が国以外であること（ただし貸付契約を締結し実質的な管理者が国以外の者である場合はこの限りでない。）

### (2) 事業内容

事業内容は次のとおりとする。なお、木育資材導入に際し、施設整備等を要する場合は、その経費が全体事業費の3割以上を占めてはならない。

ア 設計(施設の整備に関する設計等)

イ 木育資材導入

ウ 施設整備

(3) 事業実施主体

事業実施主体は次のとおりとする。

ア 市町村

イ 県

(4) 補助対象経費

補助対象経費は次のとおりとする。

ア 設計

(ア) 設計費

施設整備を行ううえで必要とする設計に必要な経費とし、箇所あるいは契約ごとに積算した直接費、間接費、消費税相当額からなる経費とする。

a 直接費

直接的に必要な労務費、材料費、機械経費等を対象とする。

b 間接費

間接的に必要な経費を対象とし、直接費に対する一定率として直接費の30%以内とする。

c 消費税相当額

直接費と間接費からなる業務価格に消費税の税率を乗じて得た額とする。

イ 木育資材導入

(ア) 木育資材導入費

木育を推進するうえで必要となる木育に関する資材の導入に直接必要な経費とし、契約ごとに積算した直接費、消費税相当額からなる経費とする。

a 直接費

直接的に必要な材料費等を対象とする。

b 消費税相当額

直接費にかかる消費税の税率を乗じて得た額とする。

ウ 施設整備

(ア) 施設整備費

木育を推進するうえで必要となる施設整備に関する直接必要な経費とし、契約ごとに積算した直接費、消費税相当額からなる経費とする。

a 直接費

直接的に必要な材料費、労務費等を対象とする。

b 消費税相当額

直接費にかかる消費税の税率を乗じて得た額とする。

エ 諸経費

(ア) 事務雑費及び指導監督費

事務雑費は補助事業の計画や申請等に係わる事務費用、指導監督費は事業管

理費用とし、次に掲げる項目からなる業務処理経費を対象とする。

給与、賃金、共済費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費

なお、事務雑費及び指導監督費は本事業に対する一定率として事業費の3.5%以内とする。ただし、事業実施主体自らが実行する場合にあっては、指導監督費を計上せず、事務雑費として1.5%以内のみ計上できるものとする。

#### (5) 経費の算定

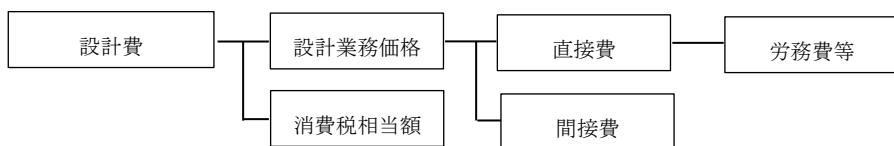
経費の算定は次のとおりとする。なお、標準単価を設定していないことから原則実事業費に基づく経費とする。

##### ア 設計

###### (ア) 設計費

事業実施主体が外部発注により実行する場合消費税額を計上できる。

#### 【設計費構成】

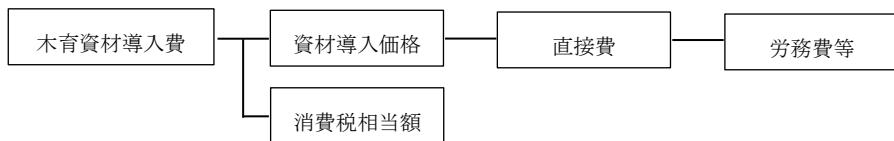


##### イ 木育資材導入

###### (ア) 木育資材導入費

事業実施主体が外部発注により実行する場合消費税額を計上できる。

#### 【木育資材導入費構成】

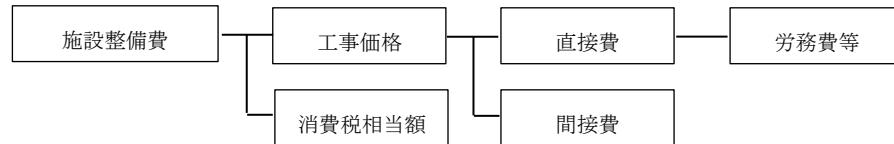


##### ウ 施設整備

###### (ア) 施設整備費

事業実施主体が外部発注により実行する場合消費税額を計上できる。

#### 【施設整備費構成】



## 第5 事業の実施

事業の実施にあたっては次のとおりとする。

### 1 事業計画書の提出

事業実施主体は、事業計画書（様式第1号）に以下に掲げる書類を添付し、別に定める日までに所管の地域振興局長（以下「局長」という。）に提出するものとする。

- (1) 実施計画書（様式第2号）
- (2) 区域概要書、施設概要書（様式第3号）
- (3) 位置図（縮尺5万分の1）
- (4) 計画概要図（縮尺原則5千分の1）
- (5) 現況写真 ※ふれあいの森整備事業の場合
- (6) 附属資料

### 2 事業計画書の審査

以下により事業計画書の審査を受け、承認を受けた事業実施主体の計画に限り実施するものとする。なお、補助金交付要綱第4の別表2による重要な変更に該当する事業計画の変更にあっては、本項の規定に準じ手続きするものとする。

#### (1) 提出

局長は、事業実施主体から提出された事業計画書をとりまとめ、別に定める日まで農林水産部長（以下「部長」という。）に提出するものとする。

#### (2) 審査

部長は、提出された事業計画書について、必要に応じ、局長とヒアリングを実施して、計画内容について審査するものとする。（様式第4号）

#### (3) 通知

部長は、審査結果について局長に通知するものとする。（様式第5号）

局長は、部長からの通知に基づき、事業計画書を提出した事業実施主体に対し通知するものとする。（様式第6号）

### 3 事業実施前の措置

以下により各種手続きを実施のうえ事業に着手するものとする。

#### (1) 関係法規に基づく許認可

ア 事業実施主体は関係法令を遵守し、法令に基づく許認可が必要な場合は、事業実施に支障を及ぼさないよう、あらかじめ許認可等を得るものとする。ただし、測量成果品を必要する等、事業着手後でなければ得ることの出来ない許認可にあっては事業着手後であっても構わない。

#### (2) 事業の着手

ア 事業実施主体は、補助金交付要綱第5に基づき局長から通知される補助金交付決定通知書により、事業に着手できるものとする。

#### 4 ふれあいの森整備に係る設計書の審査

以下のとおり詳細設計書を提出し、審査を受けたうえで事業に着手できるものとする。なお、当初設計書の変更にあっては、本項の規定に準じ手続きするものとする。

##### (1) 当初設計書の提出及び審査

ア 事業実施主体は、ふれあいの森整備事業その他整備指針に基づき作成した当初設計書をあらかじめ局長へ提出し、審査を受けるものとする。その他整備以外にあっての提出及び審査は不要とする。ただし森林整備を含めた設計書を一式として作成し提出された場合にあっては、その他整備部分に限り審査を受けるものとする。(様式第7号)

イ 局長は、前号に掲げる当初設計書をふれあいの森整備事業その他整備指針に基づき作成されているかを審査し、その結果を実施主体に通知するものとする。

(様式第8号)

#### 5 事業の実施

事業の実施に際しては、別に定めるふれあいの森整備事業実施基準(以下「実施基準」という。)に基づき事業を実施するものとする。

#### 6 実施に関する協定

実施に関する協定を以下のとおり締結するものとする。

##### (1) 協定の締結

ア 事業実施主体は、実施区域が確定した段階で速やかに管理責任者、土地所有者との間で協定書に押印し、これを局長に提出のうえ当該事業に係わる協定を締結するものとする。

局長は協定書の内容を確認した後、知事印を押印し、局長、管理責任者、土地所有者がそれぞれ1部ずつ保管するものとする。ただし、管理責任者と土地所有者が同一の場合は県との2者で当該事業に係わる協定を締結するものとする。

(様式第9号)

#### 7 関係書類の整備

事業実施主体は事業の実施にあたって、次に掲げる関係書類等を整備保管し、事業の進捗と併行して、その事務処理を適正に行わなければならない。ただし、事業実施主体が市町村並びに財産区以外にあっては(1)のア及びイの整備保管については不要である。また事業実施主体自らが実行する場合にあっては(4)の整備保管は不要である。

##### (1) 予算関係書類

ア 事業実施に関する議会等の議事録

イ 歳入歳出予算、決算議決書

ウ 実施(当初、変更、精算)設計書

(2) 経理関係書類

- ア 会計主要簿（現金出納簿、収入整理簿、支出整理簿等）
- イ 会計補助簿（支払証拠書類（見積書、請求書、入出金伝票、領収書等）

(3) 文書

- ア 補助金の交付申請から実績報告に至るまでの申請書類、承認指令書、各報告書、及びその他事業施行に関係する文書。

(4) 施工関係書類

- ア 入札書、委託契約書、着手届、完成届

(5) 施工状況写真

(6) 施工後の維持管理に関する関係書類

8 事業の完了に伴う手続き

事業完了時において、以下の手続きを実施するものとする。

(1) 完成検査

- ア 事業実施主体はふれあいの森整備事業検査基準を準用のうえ、完成検査を行うものとする。

(2) 事業実績報告の提出

- ア 事業実施主体は、補助金交付要綱第8に基づき局長へ事業実績報告を提出し、事業を完了するものとする。

- イ 局長は、事業が完了した場合、速やかに補助金交付要綱第8に基づく事業実績報告書の写しを部長に提出するものとする。

- ウ なお、秋田県工事検査要綱第8条の2に定める検査結果の部長への報告は省略して構わないものとする。

第6 事業完了後の台帳整備

事業完了後、以下により台帳を作成し保管するものとする。

1 ふれあいの森整備台帳

- (1) 事業実施主体は事業完了後、速やかにふれあいの森整備台帳を作成し局長に提出するものとする。（様式第10号）

- (2) 局長は提出された台帳を永久に整備保存するものとする。

第7 その他

その他事項として以下のとおり定める。

1 利用・活動実績書の提出

- (1) 事業実施主体は、ふれあいの森整備完了後「ふれあいの森整備事業の活用及び施設等の管理に関する協定書」第2章第4条の規則に基づき、管理責任者がとりまとめた利用・活動実績書を翌年度4月末日まで局長へ提出するものとする。また、木

育空間整備完了後、管理責任者がとりまとめた利用・活動実績書を翌年度4月末日まで局長へ提出するものとする。(様式第11号)

(2) 局長は、事業実施主体から報告のあった活動実績書を受理し、適切な助言や指導

に努めるものとする。

(3) 局長は、事業実施主体から報告のあった活動実績書の写しを速やかに部長へ提出

するものとする。

## 2 事業の表示

(1) 事業実施主体は、ふれあいの森公園内、木育空間施設内に、利用者が森づくり税を活用して整備したことがわかるように、案内板その他整備施設等の見やすい箇所に表示板等を設置し、管理するものとする。

(2) 前項の表示板等には、森づくり税を活用したこと及び税をPRする内容用を明記するものとする。

## 第8 雜則

この要領に定めるもののほか、必要事項は別に定めるものとする。

## 附 則

この要領は、令和6年 4月 1日から施行する。